



紹介議員 長谷川 幹夫

鷹尾 直人

スクールバスの通学方法の再検討に関する請願書

請願者

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

件 名 スクールバスの通学方法の再検討に関する請願について

趣 旨 1 スクールバス利用対象外の地区であっても、次のいずれかの条件に該当する地区の児童は、スクールバスに乗車できるようにしていただきたい。何よりも、児童の命を守ることを最優先に考えていただきたい。

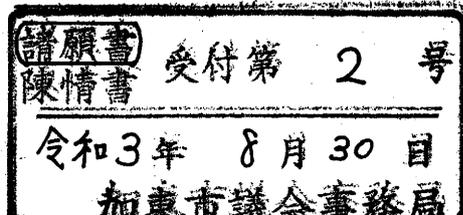
- 1) 地理的条件（歩道が未整備、急勾配の坂道、人気の少ない道路など）があり、児童が安全・安心して通学できない地区
 - 2) 通学班が、複数の地区で一緒に通学していたが、一方の地区がスクールバス通学となったため、通学班が少人数となり、児童の安全・安心した通学が困難な地区
 - 3) 通学班が少人数で、児童の安全・安心した通学が困難な地区
- 2 乗降場所について、児童の生活に密着した所から乗降できるようにしていただきたい

理 由 東条地域におきましては、来年 1 月から東条学園小中学校新校舎で学校生活が始まります。このことにより、通学の方法に示されている距離内の区域であっても、通学時間・通学距離が延び、「歩道が整備されていない通学路」を通り、徒歩で1時間もかけて通学を余儀なくされる児童がいます。また、乗降場所まで人通りの少ない道路を「一人で歩いて通わなければ乗車できない」児童もいます。

一方、スクールバスは、定員 28 人乗りなのに 5 人・7 人しか乗らないで運行されるスクールバスもあります。今後は、少子化の影響で、ますます乗車する児童の数が減少することも予想されます。

以上のことから、地域の通学路の状況や特性に配慮して、通学の方法を再検討していただき、児童の安全が十分に確保でき、千葉県八街市で発生したような通学路での事故に合うといった心配もなく、東条学園小中学校に安心して通学できることが、保護者の誰もが望んでいるところです。

地域の未来を担う子どもたちが、安全・安心して通学でき、新しい学び舎で、友だちとともに



に楽しい学園生活を送ることができるようスクールバスの通学方法を再検討することを求めて
てお願いいたします。

地方自治法第124条の規定により、上記請願書を提出します。

令和3年8月 20日

加東市議会議長 小川 忠市 様